

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年条例第二十六号）

新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="217 461 395 495">第六章 雑則</p> <p data-bbox="148 512 327 546">(電磁的記録)</p> <p data-bbox="129 564 778 1205">第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	